○農林水産省告示第千三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県八頭郡智頭町大字大呂字淀ノ空七二二、七二三、七二四の一、七二五、七二六の一、七二七の一、七二八、七二九の一、七三〇、七三一の一、七三二の三、七三三から七三四まで、七三五の一、七三六の一、七三六の三、七三七、七三七の一、七三七の三、七三八から七四三まで、七四五、七四六の一、七四六の三、七四七の一、七四七の三、字クゴ七四八の一から七四八の三まで、七四九から七六九まで、七七〇の一、七七一の三、七七二の一、七七五から七八二まで、七八三の一、七八四、七八五の一、字ネキ右平ラ七八八、七九〇から七九六まで、七九九から八〇八まで、八一〇から八二五まで、八二七、八二七の一、八二八、八二九、八三一から八五〇まで、八五一の一、八五一の二、八五二の二、八五三から八五五まで、字隠谷一〇〇三の一、一〇〇四の一から一〇〇四の三まで、一〇〇六の一、一〇〇九の一、字長畑ノ上ヱ一〇一〇の一、一〇一〇の三、一〇一一、一〇一二の一、一〇一三の一、一〇一四から一〇一六まで、一〇一七の一、一〇一八、一〇一九の一、一〇二〇の一、一〇二一の二、一〇二二の一、一〇二二の二、大字市瀬字瀧谷二一二六から二一三一まで、二一三五から二一三七まで、字長渡瀬ノ山三二八三の二、三二八三の三、三二八四の一、三二八五から三二八七まで、三二八八の一、三二八九の一、三二九〇、三二九一、字吉ヶ谷ノ山三二九二から三二九四まで、三二九五の一、三三〇〇から三三一四まで、三三一五（次の図に示す部分に限る。）、三三一六から三三二一まで、字ヒツガサコ三三二二から三三二四まで、三三二四の一、三三二五、字ダケ三三二六から三三四一まで、三三四三、字地主ノ本三三四四の一、三三四四の二、三三四五から三三五三まで、三三五八から三三六二まで、三三六四から三三六六まで、字板井原宮ノ谷三三六七から三三六九まで、三三七一から三三七八まで、三三八〇から三三八八まで、三三八九の一、三三九〇の一、三三九一から三三九三まで、字瀬戸三三九四から三三九九まで、三四〇〇の一、三四〇〇の二、三四〇一、三四〇二、三四〇四から三四〇九まで、三四一〇の一から三四一〇の五まで、三四一一、三四一二、字宮地谷三四三〇の九、三四三一から三四三三まで、三四三三の一、三四三四、三四三五の一、三四三五の二、三四三七の二から三四三七の五まで、三四三七の七、三四三七の八、三四三七の一〇、字屋毛尾三四三八の一から三四三八の七まで、字中畑三四四九から三四五八まで、字吸谷三四五九から三四六八まで、三四六九の一、三四七〇、三四七一、三四七三、三四七四の一、三四七五から三四八七まで、三四九〇、字上エノ山三四九一、三四九二、三四九四、三四九七から三五〇七まで、字アシ谷ノ山三五二一の一〇、三五二二、字ツヘガ谿三五三四、三五六一から三五六三まで、字岩ヶ谿三五七四、三五七七から三五八二まで、字上ミ別レ谷三五八六から三六〇一まで、字坂ノ谷三六〇二から三六〇五まで、三六〇七から三六一二まで、三六一五から三六一八まで、三六一九の一から三六一九の一三まで、三六二〇、三六二一の一、三六二一の二、三六二三、三六二四、三六二六から三六二九まで、字**舩**山ノ上三六三〇から三六三九まで、三六四一から三六四五まで、三六四六の一から三六四六の七まで、三六四七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県八頭郡智頭町大字大屋字白杉谷五七二の一から五七二の四まで、五七二の六から五七二の一五まで、五七二の二二、字白杉谷左五七五の一、五七五の三から五七五の三〇まで、五七五の三二、五七五の三四、五七五の三八、大字西宇塚字登尾七四七の一から七四七の二〇まで、字瀧ノ谷七四八、七四八の一、七四八の二、七四九、七五〇、七五一の一から七五一の二五まで、七五一の二九から七五一の四七まで、七五二、七五二の一、七五三、七五四、七五四の一から七五四の四まで、字大谿谷七五五、字北谷口七五六の一から七五六の二六まで、七五六の二八、字北谷南谷七五七の一、七五七の三から七五七の六七まで、七五七の八〇から七五七の八六まで、七五七の九四、七五七の九五、七五七の一〇四から七五七の一〇六まで、七五七の一〇八から七五七の一一七まで、七五七の一二三から七五七の一二五まで、七五七の一二九まで、七五七の一三五から七五七の一三九まで、七五七の一四一、七五七の一四二、七五七の一四五、七五七の一四六、七五七の一四八

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県岩美郡岩美町大字洗井字茶園七六〇、字空神場七八三、七八四、七八五の一、七八五の二、七八六、七八七、字狐岩七九七、七九八から八〇一まで、八〇八、字下神場八一三、八一四、字窓一二六九、字才**畝**林一九五二、一九五三、一九五四の一、一九五四の二、一九五五の一から一九五五の八まで、一九五五の一〇から一九五五の一二まで、字赤田平一九五六の一から一九五六の六まで、字神場一九五七から一九六〇まで、一九六〇の一、一九六一、一九六二、一九六四から一九六六まで、字センダラ尾一九六七、一九六八の一、一九六八の三から一九六八の一三まで、字大鰈谷大山右ノ平一九九三の一、一九九三の三から一九九三の一〇まで、字菰谷一九九四の一、一九九四の三、字大鰈谷奥ノ平一九九五の一、一九九五の二、字南神場平一九九六の一、一九九六の二、字木原一九九七の一、一九九七の二、字山頭道東一九九八の一から一九九八の四まで、字三度平一九九九、一九九九の一、字神場峠二〇〇〇、字下松ヶ前道下二〇〇一の一から二〇〇一の三まで、字下松ヶ前道上二〇〇二、二〇〇二の一、二〇〇二の二、字総兵衛以後二〇〇二の四、字下平シ場二〇〇三の一から二〇〇三の七まで、字登尾林二〇〇四から二〇一四まで、二〇一五の一から二〇一五の三まで、二〇一六、二〇一七、字山頭口小鰈谷平二〇一八の一から二〇一八の九まで、字小鰈谷登尾平二〇一九の一、二〇二〇の一から二〇二〇の六まで、字南谷上二〇二九の二、二〇二九の三、二〇二九の一〇から二〇二九の一七まで、字口ノ谷東側二〇三〇の一、二〇三〇の二、二〇三〇の四から二〇三〇の八まで、二〇三〇の一〇、二〇三〇の一四から二〇三〇の一六まで、字登り立山二〇三一の一から二〇三一の三まで、二〇三一の八、字石有詞二〇三二（次の図に示す部分に限る。）、字西ノ平ル二〇三三の一から二〇三三の三まで、字口ノ谷西側二〇三四の二、二〇三四の七から二〇三四の九まで、二〇三四の二〇から二〇三四の二二まで、字雨堤二〇三五の一、二〇三五の二、二〇三五の四から二〇三五の九まで、二〇三五の一〇から二〇三五の一六まで、二〇三五の四〇、二〇三五の四二から二〇三五の四八まで、字高尾林二〇三六、二〇三七の一から二〇三七の三まで、二〇三八、二〇三九、二〇四〇の一、二〇四〇の二、二〇四一の一から二〇四一の四まで、字上田林二〇四四から二〇五〇まで、二〇五一の一、二〇五一の二、二〇五二の一から二〇五二の四まで、二〇五三、字入郷二〇五四、二〇五五、二〇五六の一、二〇五六の二、二〇五七、字笹谷頭二〇五八、二〇五九の一から二〇五九の四まで、二〇六〇、二〇六一、二〇六二の一、二〇六二の二、大字